

福井県大雨被災事業者再建支援補助金 交付要領

1 目的

この要領は、福井県商工会連合会（以下「交付団体」という。）が実施する福井県大雨被災事業者再建支援補助金交付事業に関する必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

2 補助事業の内容

本補助金交付事業の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容は、令和8年8月の大雨による被害を受けた事業者の施設・設備等の入替・修繕を行う取組みとする。

3 定義

この要領において使用する用語の定義は、次の各号とする。

- （１）「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する者とする。
- （２）「小規模事業者」とは、小規模事業者支援法第2条第1項に規定する者とする。

4 補助事業対象者

補助金交付事業の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の（１）から（３）に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- （１）福井県内に事業所を有し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- ①中小企業者および小規模事業者
- ②中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体

- （２）申請時にＢＣＰ（事業継続計画）を策定済みまたは実績報告までに策定予定であること

- （３）次の各号に掲げるいずれにも該当しない者とする。

- ①法人等（個人または法人をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ②役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき
- ③役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- ④役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

5 補助対象経費、補助上限額および補助率

補助対象経費	補助上限額	補助率
令和8年8月29日からの大雨により被害を受けた事業者の施設・設備の復旧にかかる経費 ※ただし、消費税および地方消費税額は補助対象経費から除く。	上限額 1,500万円	小規模事業者 2／3 中小企業 1／2

6 補助対象期間

補助事業の補助対象期間は、令和8年8月29日からの大雨による被害を受けた日から令和9年1月31日までとする。

7 補助金の交付申請および交付決定

- (1) 補助対象者は、地域の商工団体による確認の上、様式第1の補助金交付申請書を作成し、令和8年10月20日から同年12月18日の間に交付団体に提出するものとする。
- (2) 交付団体は、補助金対象者から様式第1の提出があったときは、当該申請に係る審査を行い、適当と認められるものについて、補助金を交付決定し、補助対象者に通知する。

8 交付申請の制限

当該補助金の交付を申請しようとする者は、補助事業に係る自主財源分について、国や福井県等の他の補助事業による補助を受けることができない。ただし、市町が実施する「福井県大雨被災事業者再建支援補助金」の上乗せ補助金は併用可能とする。

9 補助金の交付の条件

交付団体は、補助金の交付決定をする場合において、補助対象者に対して次に掲げる条件を付するものとする。

- ①補助金は、補助事業以外の目的に使用しないこと。
- ②7(2)の規定による通知を受けた後に、当該通知のもととなった交付申請の内容および補助事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の相互間の20%の範囲内の変更で補助金額に変更を生じないものを除く。）をする場合には、様式第2の補助事業計画変更承認申請書により、あらかじめ交付決定を受けた交付団体の承認を受けること。
- ③補助事業を中止し、または廃止する場合は、様式第3の補助事業中止（廃止）申請書により交付決定を受けた交付団体の承認を受けること。
- ④補助金に係る経理については、収支を明確にした証拠書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

10 補助事業の遂行

補助対象者は、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金を他の用途へ使用してはならない。

11 補助事業遅延等の報告

補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときまたは補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第4の補助事業遅延等報告書を交付団体に提出し、その指示を受けなければならない。

12 実績報告

補助対象者は、補助事業が完了した日から30日を経過した日または同年度の1月31日のいずれか早い日までに、地域の商工団体による確認を受け、契約書（発注書）、請求書、振込依頼書の控え等の証拠資料を添付の上、様式第5の実績報告書を交付団体に提出しなければならない。

13 補助金の額の確定

交付団体は、12の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知する。

14 補助金の請求

補助対象者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第6の精算払請求書により交付団体に補助金の交付請求を行うこととする。

15 補助金の支払い

交付団体は、14により補助金の交付請求を受けたときは、補助金を補助対象者に支払うものとする。

1 6 交付決定の取消し

- (1) 交付団体は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請に係る補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。
- ①本交付要領の規定に基づく措置に違反した場合および補助対象者が補助金を他の用途へ使用した場合
 - ②補助事業に関して補助金の交付要件、交付決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合
 - ③当該補助事業を遂行する見込みがないと判断した場合
- (2) 前項の規定は補助金の額の確定後においても適用されるものとする。

1 7 補助金の返還

交付団体は、1 6 の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合には、当該補助事業の取消しに係る部分に関し、その額の返還を、期日を定めて命じるものとする。また、補助金返還を求められた補助対象者は、交付団体が定める期日までに返還しなければならない。

1 8 加算金および延滞金

- (1) 補助対象者は、交付団体から1 7 に基づく補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を求められた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- (2) 補助対象者は、交付団体から補助金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- (3) 交付団体は、(1) および(2) においてやむを得ない事情があると認めたときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

1 9 財産の管理および処分

- (1) 補助対象者は、当該補助事業により取得しまたは効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。
また補助対象者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和4 0 年大蔵省令第1 5 号）において規定された耐用年数に準じた期間内に、取得財産等を目的以外の用途に使用し、他の者に貸付けもしくは譲渡し、他の物件を交換し、または担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第7 の取得財産等の処分等承認申請書により、交付団体の承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等の取得価格または効用の増加価格が5 0 万円（税抜き）未満のものはこの限りではない。
- (2) 補助対象者は、取得財産等に係る台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 交付団体は、補助事業の完了した日から1 年間に必要があると認めたときは、補助対象者の管理状況を調査することができるものとする。
- (4) 交付団体は、補助対象者が取得財産等の処分により収入金を得たときは遅滞なく様式第8 の取得財産等の処分等による収入金報告書を提出させるものとする。
- (5) 交付団体は、(1) の承認をする場合または前号の収入がある場合にあっては当該取得財産等の残存価額（圧縮記帳を行わない価額）または当該収入金の全部または一部を納付させることができる。
- (6) 交付団体は、補助対象者が取得財産等に移設するときは遅滞なく様式第9 の取得財産（機械設備等）の移設届書を提出させるものとする。

2 0 立入検査等

交付団体は、補助事業の適正を期するため、必要に応じて、補助対象者に対して報告させ、または交付団体が指定する者により、補助対象者の事務所等に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

2 1 補助金の経理

補助対象者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 2 廃業する場合の措置

補助対象者は、補助事業の完了した日から3年未満で廃業を行う場合は、交付団体に対しその旨を報告しなければならない。

2 3 情報の公開

採択された事業については、申請者の名称等を交付団体のホームページ等で公表する場合がある。公表については、申請者の了解を得たものとして取り扱うものとする。

2 4 その他の事項

交付団体は、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、別に定めることができる。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和8年10月19日から施行する。